



苫小牧市資源回収団体

奨励金交付の手引き



環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課

苫小牧市資源回収団体奨励金交付制度について

● はじめに

市民団体の自主的なリサイクル活動により、限りある資源を有効に利用するため、多くの市民団体が資源回収活動に取り組んでおられますが、ごみの減量とリサイクルの推進には市民の参加と協力が必要で、地域の皆さんの資源回収活動が大きな役割を果たしております。

● 「資源回収団体奨励金交付制度」とは

資源回収活動を行う団体により集められた資源物（古紙類、アルミ類、紙パック）に対し、回収量に応じて市が奨励金を交付する制度です。

このことにより、市民のリサイクル意識を高め、リサイクル活動の一層の促進を図ることを目的としています。

● 奨励金交付の対象となる団体とは

資源回収活動を継続的に実施している市民団体（主として営利を目的とする団体は除く）が対象となります。

※ 市民団体とは…町内会、自治会、老人クラブ、学校 PTA、子ども会、スポーツ団体、同好会等

● 奨励金交付の対象となる品目

①新聞紙 ②雑誌等 ③ダンボール ④アルミ類※ ⑤紙パック

※ アルミ類については、ステンレスやスチール製のものは対象外です。



● 奨励金の交付金額

対象品目回収量 1 k g につき、**全品目一律 3 円**を交付します。

※ 回収量に 1 kg 未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

● 資源回収団体の登録手続き

奨励金の交付を受けるには、まず資源回収団体の登録手続きが必要となります。

申請期間 年間を通じて受付しています。

必要書類 「苫小牧市資源回収団体(登録)申請書(様式1)」

提出方法 申請書に必要事項を記入し、郵送にてご提出ください。

提出先

苫小牧市字沼ノ端2番地の25

環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課

電話：55-4266(直通)



※ 登録手続きが済みましたら、市から「苫小牧市資源回収団体登録通知書(様式2)」と「資源回収取引証(様式4)」を郵送いたします。

◆ 代表者・担当者・連絡先などに変更があった場合

資源回収活動を継続的に実施している市民団体(主として営利を目的とする団体は除く)が対象となります。

◆ 資源回収活動が困難になった場合

団体の解散などで活動を中止又は休止する等の事情が生じた場合は、「苫小牧市資源回収団体(取消)申請書(様式1)」を提出してください。

● 回収活動を実施したときは

資源回収を実施した証明として、集めた資源を回収業者に引き渡す際には必ず「資源回収取引証（様式4）」【3枚複写】を使用してください。

※ 「資源回収取引証（様式4）」は登録手続き後にお渡ししますが、記入は引き取りを依頼する業者にお問い合わせください。

なお、引き取りを依頼する業者は「苫小牧資源リサイクル協同組合」に加盟する回収業者としてください。

※ 記入・押印等、記載に不備がないようにご注意ください。

※ 「資源回収取引証（様式4）」のうち、【団体控え】は奨励金交付申請の際に必要な書類となりますので、団体で大切に保管しておいてください。

※ 残り少なくなりましたら、新しい「資源回収取引証（様式4）」をお渡しいたしますので、ご連絡ください。

【連絡先】

ゼロごみ推進課
Tel.55-4266



● 奨励金の交付対象期間

前期（4月～9月）・後期（10月～3月）の2期に分けて実施します。

● 奨励金交付申請手続き

前期・後期の2回とも、事前に登録団体宛てに、交付申請手続きの案内と必要な書類を送付いたしますので、必要事項をご記入していただき案内に記載されている指定期日までに提出してください。

◎ 必要な書類

「苫小牧市資源回収団体奨励金交付申請書（様式3）」

「暴力団排除に関する誓約書（様式9）」

● 奨励金の交付

提出していただいた申請内容を市が審査・確認した後、奨励金の交付決定額を「苫小牧市資源回収団体奨励金交付決定通知書（様式6）」で通知します。

通知を受けてから、「苫小牧市資源回収団体奨励金請求書（様式8）」を提出していただきます。

請求を受けてから、市が奨励金を団体の指定口座に振込みます。

※ 団体の口座をお持ちでない場合は、事前に金融機関で口座の開設を済ませてください。

※ 虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたことが判明した場合は、交付した金額を返還させ、当該登録団体を抹消される場合があります。

奨励金交付までの流れ

